

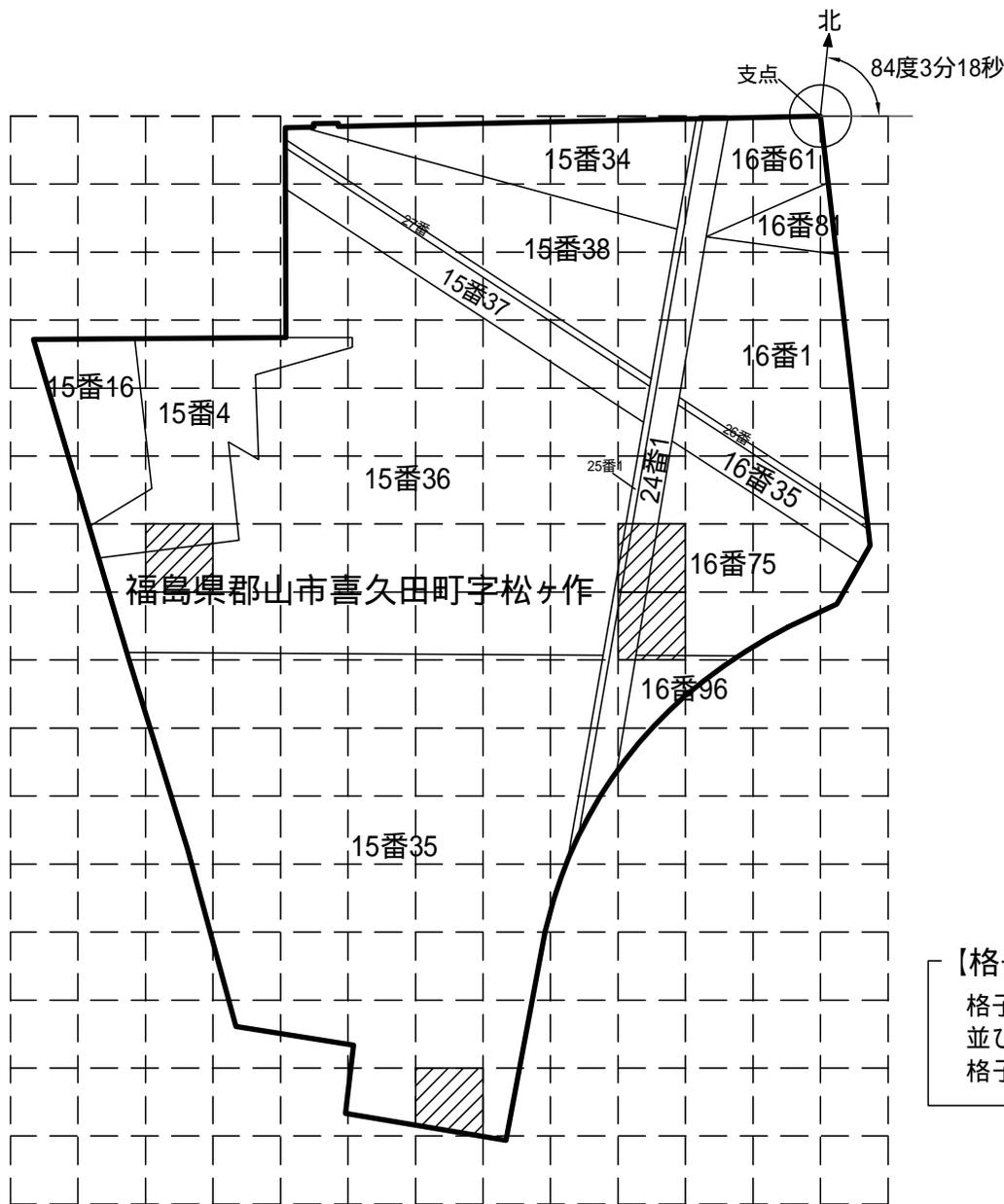
郡山市告示第621号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

平成27年 3月19日

郡山市長 品川 万里

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域  
郡山市喜久田町字松ヶ作15番4、15番35、15番36、16番75、  
16番96、24番1及び25番1の各一部  
(別図のとおり)
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
  - (1) 砒素及びその化合物
  - (2) ふっ素及びその化合物



【凡例】

対象物質：砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

- — 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域

【支点】

支点は郡山市喜久田町字松ヶ作  
16番61の最北端とする。

【申請に係る土地の面積】

392m<sup>2</sup>

【格子の回転角度(84度3分18秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。